



墓地の所有者および管理者には墓地の清掃、安全管理の徹底が義務付けられています。清明祭、七夕などの行事の際には墓地の清掃を行ってください。また、壁などが倒壊するおそれのある場合は対策をお願いします。

墓地を造成する際には、次の看板設置が義務付けられています。無許可で墓地が造成されないためにも、市民の皆さんの協力が必要です。

環境保全課(内線3216)

■お墓をきちんと管理していますか？清明祭時の墓地の清掃

なります。(申請日が月の初日である場合は、申請した月から)申請方法 申請方法や対象となる家庭等の詳しい条件は、市ホームページまたは案内書類をご覧ください。案内書類は、ご利用の認可外保育施設や市役所保育課窓口で配布。

【土地および家屋価格等縦覧帳】平成29年度固定資産税の納税通知書が届いたら内容の確認をお願いします。納税通知書が届かない場合には、資産税課まで問い合わせください。

【固定資産税】平成29年度固定資産税の納税通知書を4月初旬に発送します。

資産税課(内線2261・2265)

■平成29年度固定資産税及び土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧



▲ホームページはこちら

環境保全課(内線3215) 狂犬病予防法に基づき登録と毎年の予防注射は全ての飼い主の義務です。生後91日以上の犬は、5月6月に市が実施する集合注射か動物病院で狂犬病予防注射を受けさせていただきます。

環境保全課(内線3215)

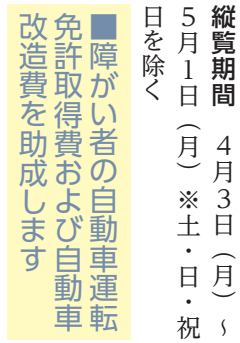
■4月～6月は狂犬病予防注射月間です

【土地および家屋価格等縦覧帳】平成29年度固定資産税の納税通知書が届いたら内容の確認をお願いします。納税通知書が届かない場合には、資産税課まで問い合わせください。

【固定資産税】平成29年度固定資産税の納税通知書を4月初旬に発送します。

資産税課(内線2261・2265)

■平成29年度固定資産税及び土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧



▲ホームページはこちら

環境保全課(内線3215) 狂犬病予防法に基づき登録と毎年の予防注射は全ての飼い主の義務です。生後91日以上の犬は、5月6月に市が実施する集合注射か動物病院で狂犬病予防注射を受けさせていただきます。

環境保全課(内線3215)

■4月～6月は狂犬病予防注射月間です

■4月1日から市役所の一部組織が変わります 行政改革推進室(内線2412)

変更理由	旧	新
課の統合	指導部 学務課	指導部 学校教育課
	指導部 学校教育課	
室の新設	-	企画部 企画課 こども政策室
		市民部 環境施設課 新一般廃棄物処理施設整備推進室
室の廃止	福祉部 福祉総務課 臨時給付金支給室	- (福祉総務課が事務を引き継ぎます)
名称変更	教育部 総務課	教育部 教育総務課
	水道部 総務課	水道部 水道総務課
	消防本部 総務課	消防本部 消防総務課

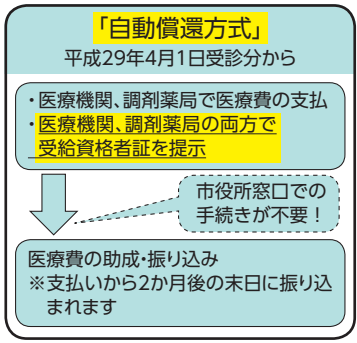
●自動車改造費の場合(身体障がい者のみ) 対象者 上肢障害、下肢障害または体幹機能障害の身体障害者手帳を所持する人 対象自動車 身体障がい者本人の意義で、身体障がい者本人が運転する自動車 申請に必要なもの 印鑑・改造業者見積書・所得証明書(本人または扶養義務者)・車検証・運転免許証・身体障害者手帳 所得に一定の制限があります。

■障がい者等の自発的活動を支援します 福祉給付課(内線3565) 障がい者が、日常生活等を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するための活動について、一定の条件を満たした団体等の対象となる活動のうち、事務局が認めた必要経費(上限5万円)を交付し支援します。 対象となる活動 ・浦添市内を拠点とした一定の条件を満たす団体が行う次

市からの お知らせ ※詳細は市ホームページをご覧ください。 ■平成29年度就学援助事業について 学校教育課(内線6515) 内容 子どもが安心して義務教育を受けられるよう、国・公立の小中学校へ通う児童生徒の保護者を対象に「就学援助事業」を行っています。詳しくは学校を通してお知らせ通知を配布します。申請書が必要な人は、学校事務室または学校教育課まで。 援助内容 認定されると、学用品費・給食費・修学旅行費・医療費などの一部が援助されます。(生活保護を受けている場合は医療費と修学旅行費のみ。) 対象 次の①～④のいずれかに該当すること ①現在、生活保護を受けている ②生活保護を停止または廃止されている ③市町村民税が非課税 ④生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる 申請 ・新規申請 4月7日(金)～28日(金) ※4月1日から援助開始 ・追加申請 5月1日(月)

平成29年度(月額)	支給区分	本体額	第2子加算額	第3子加算額
児童扶養手当	全部支給	42,290円	9,990円	5,990円
	一部支給	42,280円～9,980円	9,980円～5,000円	5,980円～3,000円
特別児童扶養手当	1級	51,450円		
	2級	34,270円		

12月28日(木) ※申請月の翌月から援助開始 ■児童扶養手当・特別児童扶養手当額の改定 児童家庭課(内線3613) 平成28年全国消費者物価指数が公表された結果、平成29年4月分(8月支給)から手当額が0・1%引下げとなります。



母子及び父子家庭等医療費の助成金を受給するには、市役所窓口で申請する必要があります。平成29年4月1日以降に、県内の制度導入医療機関で受診した医療費は、自動償還制度(市役所窓口での申請手続きが不要になる制度)が利用できます。 ※自動償還制度を導入していない医療機関で受診した場合、従来どおり市役所窓口で申請手続きが必要です。 また、制度実施に伴い、振込日が25日から末日に変更になります。現在受給中の皆さんには、新しい受給資格者証(若草色)を郵送しています。3月末までに受給資格者証が届かない場合はご連絡ください。

●認可外保育施設をご利用のお子様の保育料助成事業について(認可外保育施設利用料多子軽減事業助成金) 保育課(内線3629) 内容 認可外保育施設をご利用の児童について、世帯に2人以上の就学前児童のいる多子世帯(※1)に対して助成する事業です。(※1)多子世帯とは、就学前の児童のうち、幼稚園や保育施設などを利用している児童が2人以上いる世帯を言います。 対象児童 多子世帯で認可外保育施設を利用している児童。ただし就学前の児童すべてが認可外保育施設を利用している場合は、最年長の児童を除く。 助成金額 ①対象児童のうち最年長の児童 月額3,000円 ②対象児童のうち最年長以降の児童 月額5,000円 申請 4月から申請を随時受け付けます。 詳しい条件は、市ホームページまたは案内書類をご覧ください。案内書類は、ご利用の認可外保育施設や市役所保育課窓口で配布。

●認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等への保育施設利用料補助事業について 保育課(内線3629) 内容 平成29年4月から①、④の要件を全て満たす認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の児童の保育施設利用料を一部減免する事業を実施します。 対象者 ①浦添市に住所を有する ②児童扶養手当受給者または母子及び父子家庭等医療費助成受給者 ③浦添市に保育の必要性の認定を申請し、その認定を受けた児童の保護者(養育者) ④浦添市に保育所の利用の申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設(※注1)を利用している児童の保護者 (※注1)沖縄県へ届出をしていない認可外保育施設が対象 ※浦添市認可外保育施設利用料多子軽減助成事業との併給はできません。 利用料減免額 保護者が認可外保育施設に支払う月額利用料から認可保育所に入所した場合の保育料を差し引いた額(上限2万6千円) 申請期間 随時受付 申請の翌月から補助の対象と